

---移行期間に関する Q&A---

旧更新規則のIV群

Q：2025 年 4 月 1 日以降の臨床や実践は更新ポイントとして申請できますか？

A：申請することはできません。しかし 2025 年 3 月 31 日までの臨床は旧更新規則に基づいて計算しポイントに含めることができます。その場合は臨床報告書ならびに臨床証明書類の添付が必要です。

Q：2025 年 4 月 1 日以降の教育経験は更新ポイントとして有効ですか？

A：無効です。しかし 2025 年 3 月 31 日までの教育経験は旧更新規則に基づいて計算しポイントに含めることができます。その場合は教育経験報告書、該当するシラバス、在籍証明書等の添付が必要です。

Q：2025 年 4 月 1 日以降のスーパーバイザー・バイジー経験は更新ポイントとして有効ですか？

A：無効です。しかし 2025 年 3 月 31 日までのバイザー・バイジー経験は旧更新規則に基づいて計算しポイントに含めることができます。その場合はスーパーバイザー・バイジーに係る報告書の添付が必要です。

臨床経験

Q：移行期間では臨床経験は必須ですか

A：必須ではありません。必須条件は学会参加と資格更新指定講座の 2 講座以上の受講です。

Q：臨床経験がなくても資格更新は可能ですか

A：可能です。新更新規則において臨床経験は必須条件ではありません。

新旧更新規則ポイントの合算

Q：移行期間において新更新規則に基づくポイントだけで 30 ポイントありますが、旧更新規則のポイントも合算したほうがいいですか？

A：新規則だけでポイントを充足していれば申請可能です。合算する必要はありません。ただし必須条件（学会参加＋資格更新指定講座の 2 講座受講）を充足している必要があります。

Q：支部大会参加ポイントは旧更新規則では 5 ポイントで、新更新規則では 3 ポイントになっています。移行期間では 3 ポイントを 5 ポイントに変えて計算できますか？

A：ポイントを読み替えて計算することはできません。参加証明書に記載されている通りのポイント数で計算してください。

Q：講習会受講ポイントや学術大会参加ポイントは新旧規則でそれぞれ違いがありますが、どちらかポイント数が大きい方の規則、例えば新規則での支部大会参加ポイント 3 P を旧規則での 5 P に読み替えることはできますか？

A： 読み替えることはできません。 受講証や参加証に記されているポイント数そのままに計算してください。

資格更新指定講座

Q：2025 年 10 月に資格更新申請をします。新更新規則適用後約 6 か月しかありませんが、それでも資格更新指定講座の 2 講座受講は必要ですか？

A： 受講が必要です。 更新指定講座は学会ホームページにてオンライン研修・講習会として配信されていますので受講をお願いします。

Q：どれが「資格更新指定講座」なのかわかりますか？

A：講座名に「資格更新指定講座：〇〇〇」と明記しますので講座名を必ずご確認ください。

登録団体について

Q：認定団体はなくなるのですか？

A：認定団体は名称が「登録団体」に変更となりました。

Q：認定団体は登録をし直すのですか？

A：現時点で登録済の団体においては 再登録の必要はありません。

Q：認定団体開催の講習会を受講したポイントは申請できますか？

A：該当する講習会が 日本音楽療法学会の支部で認定されたものであればポイント申請できます。 その際には受講証明書の添付が必要です。

Q：2024 年度までに受講した認定団体（登録団体）主催講習会のポイントは、新規則よりもポイント数が多いのですが受講証に記載されたポイント数をそのまま申請できますか？

A：受講証に記載されているポイント数をそのまま申請していただいて大丈夫です。

関連する学会での研究発表や研修講習会、論文掲載

Q：関連する学会で音楽療法に関する研究発表をしました。ポイントは取得できますか？

A：2025 年 3 月 31 日までの関連学会での研究発表は旧更新規則によるポイントとして申請できますが、2025 年 4 月以降の発表については取得できません。 新更新規則では、研究発表のポイント取得は日本音楽療法学会学術大会（支部大会を含む）、世界音楽療法連盟の学術大会のみになります。

Q：関連する学会で音楽療法に関する講習を受講しました。ポイントは取得できますか？

A：2025 年 3 月 31 日までの関連学会での講習会受講は旧更新規則によるポイントとして申請できますが、2025 年 4 月以降の発表については取得できません。 新更新規則では、講習会受講ポイントは日本音楽療法学会（支部含む）主催、世界音楽療法連盟主催、もしくは日本音楽療法学会登録団体が主催するもののみです。

Q：関連する学会の学会誌（学術誌、研究誌等）に論文が掲載されました。ポイントは取得できますか？

A：2025 年 3 月 31 日までの関連学会の学会誌における論文発表は旧更新規則によるポイントとして申請できますが、2025 年 4 月以降に掲載されたものについては取得できません。新更新規則では、ポイントが取得できるのは日本音楽療法学会誌や世界音楽療法連盟、各支部・日本音楽療法学会登録団体（いずれも投稿規定等の審査有り）が発行する学会誌（学術誌、研究誌等）のみです。

Q：登録団体主催の事例検討会で事例研究発表をしました。発表ポイント取得は可能でしょうか？

A：2025 年 3 月 31 日までの登録団体での研究発表は旧更新規則によるポイントとして申請できますが、2025 年 4 月以降の発表については取得できません。新更新規則では、研究発表のポイント取得は日本音楽療法学会学術大会（支部大会を含む）、世界音楽療法連盟の学術大会のみにになります。

必須条件

Q：必須条件は「学術大会の参加」、もしくは「資格更新指定講座の 2 講座以上の受講」ですか？

A：どちらかではなく両方が必要です。「学術大会の参加」と「資格更新指定講座の 2 講座以上の受講」が必要です。

Q：新更新規則のⅡ群ポイントは取得していなくても更新できますか？

A：更新可能です。Ⅰ群ポイントのみで更新可能ですが、必須条件である学会参加と資格更新指定講座の 2 講座受講が必要です。